

効率的かつ安定的な電力需給バランスの 確保に向けた制度環境整備について

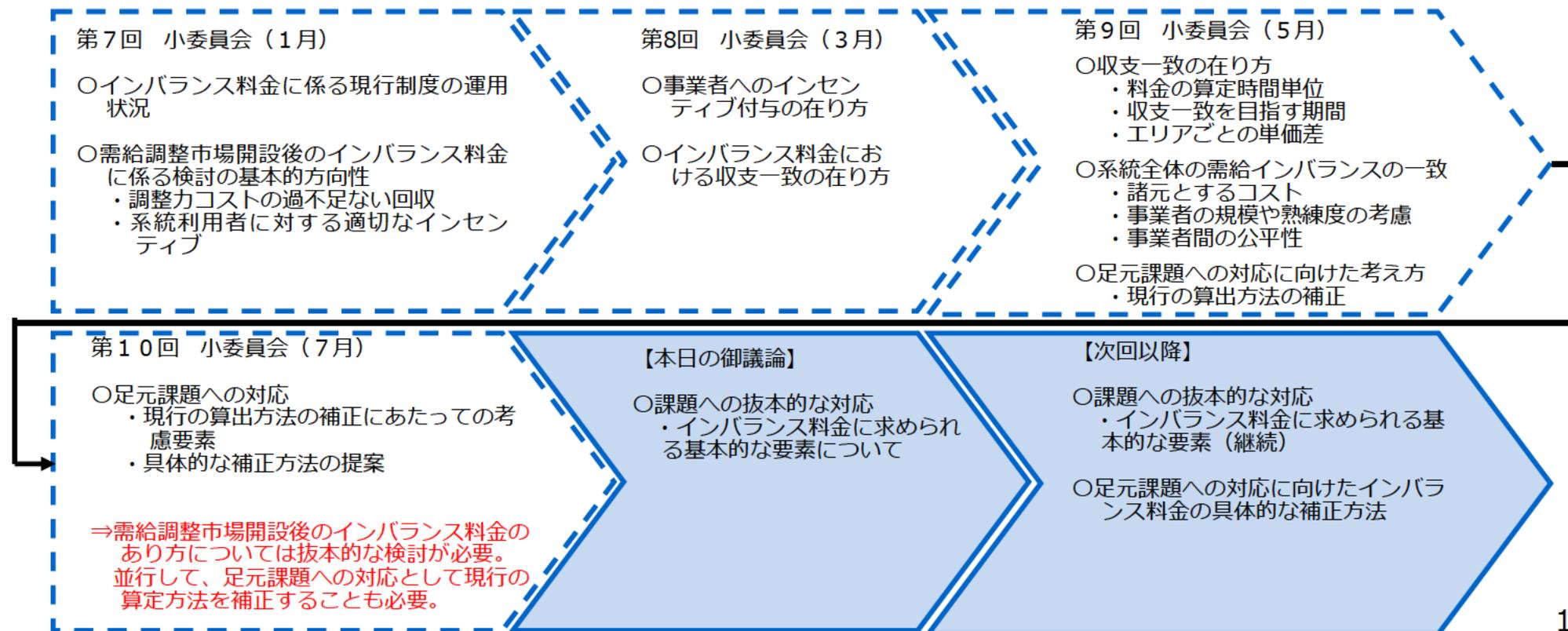
2018年9月18日

資源エネルギー庁

本日の御議論の位置付け

- 前回（第10回）までの御議論においては、インバランス料金のあり方に関して抜本的に検討するとともに、並行して、足元課題への対応として現行の算定方法の補正についても検討することとなった。
- 本日は、インバランス料金のあり方に関する抜本見直し後（※）のインバランス料金に求められる基本的な要素について御議論いただく。

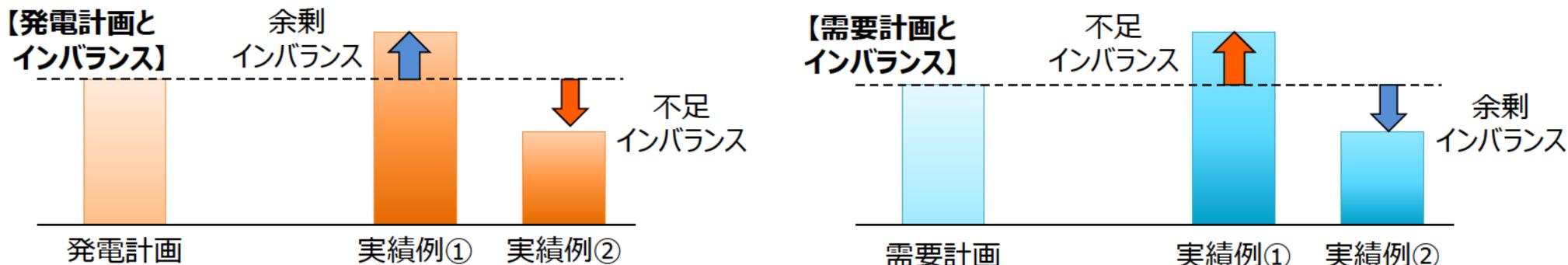
※「抜本見直し後」の具体的な時期については、可能な限り早期に行うことを目指す



【論点 1】インバランス料金の在り方に関する基本的な考え方について

- これまでの基本政策小委員会においては、インバランス料金に求められる要素として、
 - ① 一般送配電事業者が調整力コストを適切に回収できるものであること
 - ② 系統利用者に対して需給調整の円滑化に向けた適切なインセンティブとなることを基本として検討を進める方向性をお示してきたところ。
- これに加え、電力・ガス取引監視等委員会の議論の場では、需給状況等に応じたその時間帯の電気の価値を適切に反映したものであることも、インバランス料金の基本的な要素と考える必要がある旨が示されている。
- 今夏のように、電力需給がひっ迫する場合には、電気の価値が高まり、卸市場価格は高騰する。インバランス料金についても、これと同じメカニズムが働くべきと考えられる。
- このため、インバランス料金の基本的な考え方を以下のとおり整理することとしてはどうか。
 - ① 一般送配電事業者が調整力コストを適切に回収できるものであること
 - ② 系統利用者に対して需給調整の円滑化に向けた適切なインセンティブとなること
 - ③ インバランス料金が、実需給の電気の価値を表していること

※需給状況によっては、例えば年間に数日以下しか稼働しない以下の石油火力など限界費用の高い電源の場合、調整力提供者はkWh価格に固定費(kw)の回収も考慮して価格を設定することもあり得るが、競争的な市場になった後は、限界費用ベースという規律の導入は不要となり、各ブレイヤーによる自由な価格設定と競争を通じて決定されることもあり得るなど、「コスト」や「価値」については様々な考え方がある点に留意



※計画値と実績値との差分（インバランス）については、一般送配電事業者があらかじめ調達した調整力をもって調整

需給調整市場開設後の託送料金・インバランス料金の在り方について

- 需給調整市場開設後、この市場を通じて一般送配電事業者が負担する調整力コストは、託送料金及びインバランス料金の形で系統利用者（小売・発電・DR）から回収されることとなる。
- これら規制料金を通じて一般送配電事業者が回収を行うこと、また調整力が過度に増えないような社会像を目指していくべきであることを前提に考えれば、
 - ① 一般送配電事業者が適切に調達・運用する範囲においては、その調整力コストが不足なく回収出来るようにすること
 - ② その上で、系統利用者の計画遵守インセンティブが与えられていることを基本として、今後基本政策小委員会において料金の在り方を検討することとしてはどうか。

適切なインバランス料金と情報発信

- 需給調整市場創設後のインバランス料金については、現行のインバランス料金の課題を踏まえ、以下の点に留意することが適当ではないか。

◆ インバランス料金の算定方法について

- ① その時間帯における電気の価値（需給状況等）を反映するものであることを基本としつつ、市場関係者に適切なインセンティブを与えるものであることが適当。
 - 需要インバランス料金は、小売事業者が需要をできるだけ正確に予測し、それに応じた電力の調達を行うこと、また、エリアの需給状況に応じて大口需要家等における需要量の調整など（いわゆるダイヤモンドリスponsなど）が適切に行われることを促すものであることが望ましい。
 - 発電インバランス料金については、需給調整市場の詳細設計を踏まえて、発電事業者に適切なインセンティブを与えるものであることが望ましい。
- ② 加えて、送配電事業者のインバランス収支が健全に維持されるものであることが適当。
 - インバランス料金は、送配電事業者が継続的に健全に維持される料金体系となっている必要がある。

◆ インバランス料金に関する情報の公表について

- インバランス料金に関する情報ができるだけ速やかに発信されることが望ましい。
(その時間帯における電気の価値（需給状況等）を適切にインバランス料金に反映させるとともに、その情報をタイムリーに発信されるようにすることにより、その後の時間帯における需要量の調整などを適切に促すことができると考えられる。)
なお、Nord poolにおいては、概ねコマ終了後30分以内に価格に関する情報が公表されている。
※タイムリーな情報発信については、システム改修等も必要となることから、需給調整市場開設時点での実現には配慮が必要。

平成29年7月19日の事象のまとめと今後の対応について

- ここまで平成29年7月19日の事象を、①取引所価格が高騰した要因、②余剰インバランスが発生した原因、③取引所価格と余剰インバランスの関係に分解して検証を行ってきたが、①～③の検証結果と今後の方針は下記のとおり。電取委としては、今後、引き続き市場監視を適切に行っていく。なお、本分析は、平成29年7月19日の事象が対象であり、一般化できるものではない。

【①エリアプライスの高騰】

- まず、①エリアプライスの高騰については、一般に、価格高騰には様々な要因が考えられるため、原因を一つに特定することは難しいが、平成29年7月19日は気温が比較的高かったことに加え、同日周辺に複数の大規模な発電所がエリア内で計画外停止に陥ったこともエリアプライスの高騰に影響していると考えられる。
- なお、市場全体を見渡すと、価格高騰時にもバランス停止等を理由に発電所が停止している事実も見られるため、今後はスポット市場の約定判定を確認してからでは稼働が間に合わない電源などについて、先渡市場などの活用も含め、市場に存在する発電設備が効率的に活用される制度設計が重要と考えられる。

【②余剰インバランスの発生】

- 次に、②余剰インバランスについては、現行制度の下では、旧一般電気事業者は、ゲートクローズ数コマ前の需要実績想定値を使用して予測するため、計画値と実需要との間に一定のズレが発生することはやむを得ない部分も存在する。ただし、一般的には、計画値を過剰に見積もる行為は、市場へのタマ出し量の抑制等に繋がる可能性もあるため、今後、旧一般電気事業者の行動計画の確認等を通じて定期的に事業者のインバランス量をモニタリングすることとしてはどうか。

【③取引所価格と余剰インバランスの関係】

- 最後に、③取引所価格と余剰インバランスの相関関係については、平成29年7月断面では明確な相関関係が見られなかったが、今後も事業者の作為的な行為が存在しないかを確認するため、継続的に検証が必要と考えられる。
- また、インバランス制度については、需給調整市場の整備とともに制度検討が進められているが、インバランス価格が需給状況を反映し、より計画遵守インセンティブが働くような制度設計が期待される。

(参考) 抜本見直し後のインバランス料金に当たっての考え方

- これまでの基本政策小委員会において挙げられたインバランス料金設計に当たって考慮すべき要素及び観点は以下のとおりである。
- 本日は、インバランス料金の基本設計の方向性について検討し、以下の要素及び観点への対応について評価する。

本委員会で議論してきた考慮要素と観点

考慮すべき要素	観点
インセンティブの基本的考え方	系統全体の需給バランスを一致方向に促す（マクロ一致）かどうか
	個々の事業者の需給バランスを一致方向に促す（マイクロ一致）かどうか
	事業者の規模あるいは熟練度を考慮するか
	発電と小売のインバランス料金を分けるか
インバランス調整の収支	一般配送電事業者が調整力コストを適切に回収できるか

【論点 2】インバランス料金の基本設計の方向性（系統不足時） ①

- インバランス料金は、実需給の電気の価値を表すべきものであること、また、一般送配電事業者が調整力コストを適切に回収するものであることを考えると、調整力価格（＝需給調整市場開設後は需給調整市場における上げkWh価格＝ V_1 ）を諸元として設定することが基本となると考えられる。
- また、スポット市場約定の後、売れ残った電源（＝より限界費用の高い電源）が時間前市場、さらにはGC後の余力を含め調整力として発動されていく流れとなることを前提とすれば、例えば、需給ひっ迫時は、
スポット市場価格 < 時間前市場価格 < 調整力価格（ V_1 ）
という価格の大小関係が成立すると考えられる。
- このように、 V_1 をインバランス料金とすることにより、①一般送配電事業者が適切なコスト回収を行えるとともに、②系統利用者にも適切なインセンティブが機能し、③その価格が実需給の電気の価値を表したものとなると考えられるのではないかと。（※ V_1 の具体的な決め方については、詳細な検討が必要。）



【論点2】インバランス料金の基本設計の方向性（系統不足時）②

- しかしながら、我が国の電力システム及び需給調整市場の現状の検討状況を踏まえれば、必ずしも、前頁のようなメカニズムが働く構造とはなっていないと考えられる。
- このため、インバランス料金制度の設計に当たっては、
 - 今後の市場設計に当たって、前頁のような市場メカニズムが適切に機能することを目指すことを基本としつつ、
 - 足元では、以下のような可能性があることを踏まえた、補助的施策を検討することが必要と考えられるのではないか。

<現状①>

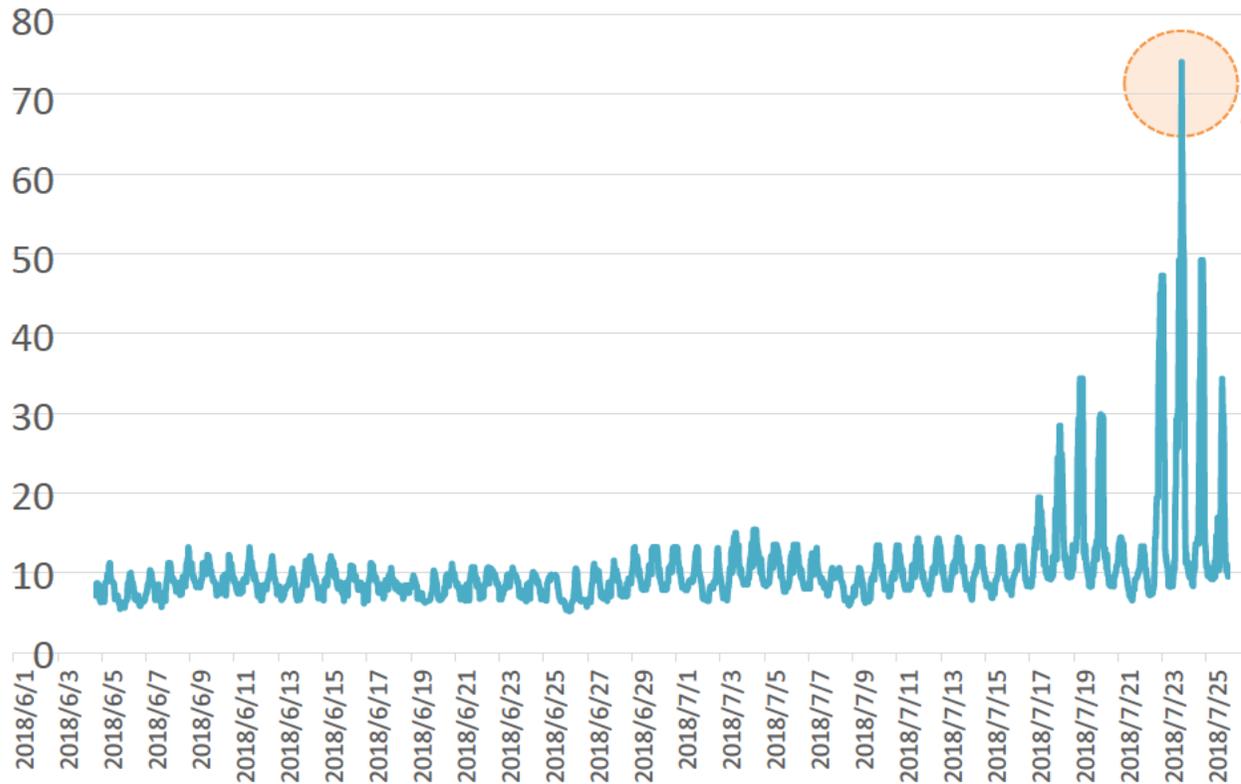
- 系統の余力が不足する際には、買手の限界効用を反映してスポット市場価格が高騰する場合があります。一方、調整力価格については、調整力を供出できる電源は限られていることから、調整力のkWh価格を限界費用ベースに設定することにした場合、需給状況や市場の動きが調整力のkWh価格に反映されない可能性がある。

<現状②>

- 現状、全需要量に占めるスポット市場の取引割合は15～20%程度にとどまり、時間帯によっては、価格が高騰する場面がある一方、多くのエリアにおいて、エリア全体のインバランスは余剰側に偏っている。

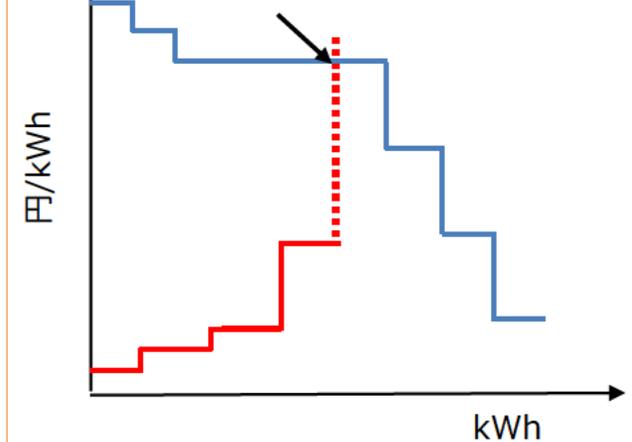
(参考) 考慮すべき足元の市場環境①

スポット市場価格 (システムプライス) の
2018年6月1日～7月27日における推移



買い手の買い入札価格によって
価格形成が行われるケース

売りダマ切れにより、高値
の買い入札価格で約定
価格が決定



(参考) 考慮すべき足元の市場環境②

2017.10～2018.3の月ごとの余剰/不足インバランス総量※

※各事業者が発生させたインバランスを相殺せず計上したものの。単位：GWh

エリア		10	11	12	1	2	3	余剰/不足比
北海道	余剰	174	156	216	147	149	203	1.1
	不足	160	149	167	138	117	180	
東北	余剰	227	258	303	341	317	376	1.6
	不足	200	178	157	174	169	237	
東京	余剰	784	811	825	806	940	1,012	1.2
	不足	784	628	750	820	686	823	
中部	余剰	387	344	343	380	372	543	1.0
	不足	428	372	391	444	364	416	
北陸	余剰	57	66	56	53	53	80	1.0
	不足	63	47	48	72	51	67	
関西	余剰	380	371	431	469	471	558	1.6
	不足	276	259	272	269	252	368	
中国	余剰	239	207	231	276	270	352	1.3
	不足	220	179	185	178	175	256	
四国	余剰	111	117	120	131	131	154	1.1
	不足	130	112	120	116	115	127	
九州	余剰	474	402	425	516	560	654	1.2
	不足	472	411	378	383	394	523	
沖縄	余剰	20	16	17	18	20	23	1.1
	不足	16	16	18	17	14	19	

【論点2】インバランス料金の基本設計の方向性（系統不足時）③

- 前述の現状①のように、系統の余力が不足しているにもかかわらず、調整力価格がスポット市場価格等より安くなる事象が継続するような場合には、系統利用者に対して不適切なインセンティブとなるおそれがある。
- また、前述の現状②のような市場の実態がある中、系統の余力が不足している時に、不足インバランスを発生させるB Gと、余剰インバランスを発生させるB Gのインバランス料金が両方とも卸市場価格を参照した価格である場合には、電源の売手に対し、電源を市場に出さずにインバランスで精算しようとするインセンティブが働くおそれがある。
- このため、前述の現状①の可能性や現状②の実態があることを踏まえ、市場メカニズムが適切に機能するまでの間は、インバランス料金を一律にV 1とするのではなく、以下のような補助的施策を導入することを検討してはどうか。

系統利用者に対して市場 譲等 は 計画遵守 向け イセ ンテ ィブを働 かせ め、**系統不足時** にあて、**不足インバランスを発生するB G** に対しては、**インバランス料 金 卸市場価格 参照した価格 (P (※1))** と**V 1** のいずれか高い価格を用いることが考えられる。

系統不足時(※2)	不足インバランスを発生するB G	余剰インバランスを発生するB G
$P > V 1$	V 1 → P	V 1
$P < V 1$	V 1	V 1

(※1) Pの具体的な決め方については、今後詳細な検討が必要。ただし、系統の需給ひっ迫時には、電気の希少性を評価してインバランス料金を決定することも考えられる。

(※2) 系統不足時の具体的な考え方については、今後詳細な検討が必要。

【論点2】インバランス料金の基本設計の方向性（系統余剰時）④

- 前頁と同様に、市場メカニズムが適切に機能するまでの間は、インバランス料金を一律にV2（下げ調整力価格）とするのではなく、以下のような補助的施策を導入することを検討してはどうか。

系統利用者に対して市場 譲等は 計画遵守 向け イセ ンブを働 かせ め、**系統余剰時** にあて、**余剰 インバランスを発生 するBG** に対しては、**インバランス料 金 P と V2（※1） のいずれか低 い価格 翻 いる** ことが考えられる。

系統余剰時(※2)	不足インバランスを発生するBG	余剰インバランスを発生するBG
$P > V2$	V2	V2
$P < V2$	V2	V2 → P

(※1) V2の具体的な決め方については、今後詳細な検討が必要。

(※2) 系統不足時の具体的な考え方については、今後詳細な検討が必要。

【論点2】インバランス料金の基本設計の方向性について⑤

- ここまでの議論を整理すると、以下のとおり。
- 次回以降、基本設計の議論を更に深め、実施時期の具体化を含めた詳細検討を行っていくこととしたい。

補助的施策としてのインバランスの基本設計の方向性

系統不足時	不足BG	余剰BG	系統余剰時	不足BG	余剰BG
$P > V1$	P	V1	$P > V2$	V2	V2
$P < V1$	V1	V1	$P < V2$	V2	P

※今後の市場設計において、P7のような市場メカニズムを目指していくまでの補助的施策としての位置付け

前回までの検討内容と本日の検討内容との対応関係

考慮すべき要素	観点	本日の検討との対応関係
インセンティブの基本的考え方	系統全体の需給バランスを一致方向に促す（マクロ一致）かどうか	原則をV1又はV2としつつ、系統不足時に不足を、系統余剰時に余剰を発生するBGに対しては、マクロ一致のインセンティブを付与。
	個々の事業者の需給バランスを一致方向に促す（ミクロ一致）かどうか	加えて、系統不足時に余剰インバランスの発生を抑制するインセンティブを付与。
	事業者の規模あるいは熟練度を考慮するか	小規模な事業者にとって不利益に働かない要素はないと考えられる。
	発電と小売のインバランス料金を分けるか	電気の価値をインバランス料金に適切に反映する観点からは、発電事業者と小売事業者でインバランス料金を単一とすることが適切と考えられる。
インバランス調整の収支	一般配送電事業者が調整力コストを適切に回収できるか	インバランス調整の収支は改善に向かうと考えられる。

【論点3】更なる検討課題について

(1) 系統需給ひっ迫時のインバランス料金の在り方

- 前述のように、需給調整市場創設後も、当面の間は、V1が実需給の電気の価値を適切に反映しない可能性がある。この場合、需給ひっ迫時においても、系統利用者が、「調整力コストはさほど高騰しないだろう」「需給を一致させる手間が大きく、仮に不足インバランスを生じさせたとしても、インバランス料金を支払いさえすればよい」と判断し、結果として調達を行わないケースも起こり得る。
- この点、諸外国では需給ひっ迫時に、電気の希少性（需給ひっ迫時の電気の価値）を理論的に算出し料金に反映している国（英国等）や、料金を定率・定額で上昇させインセンティブを強化している国（ドイツ等）、市場からの強制退出等のガバナンス措置によりインバランスの抑制に取り組んでいる国（ノルウェー等）もある。
- 諸外国の動向も踏まえつつ、我が国においてはどのような対応を行うべきか。

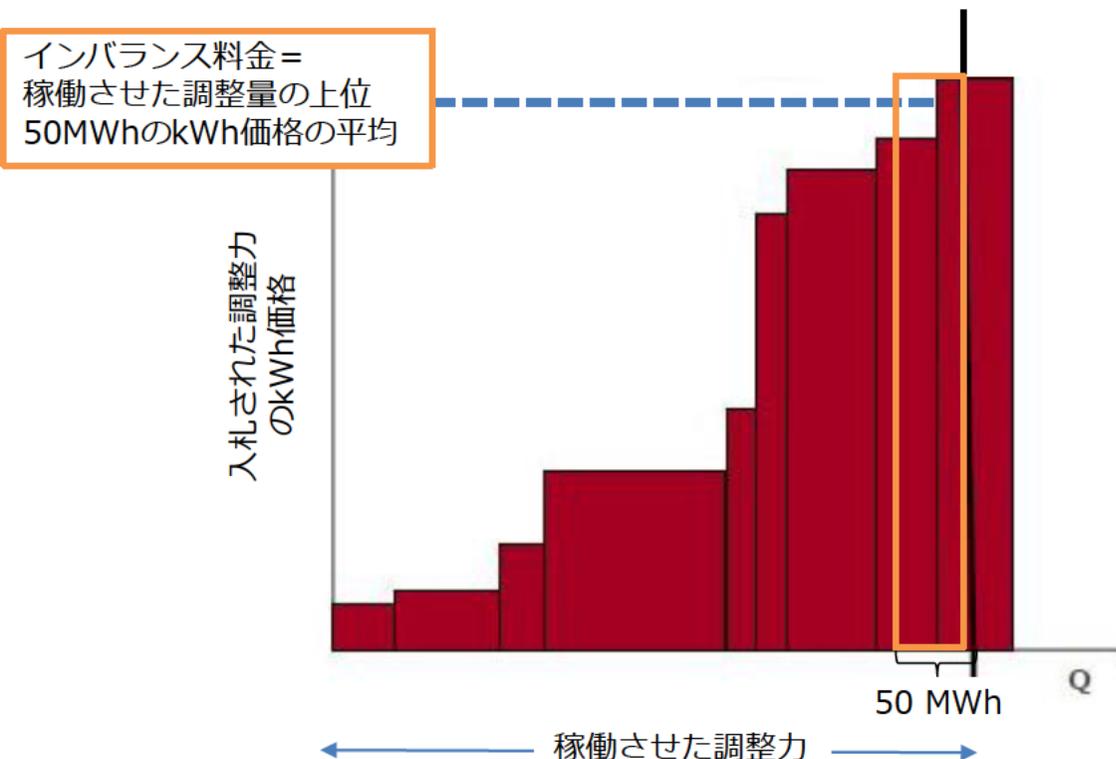
(参考) 英国におけるインバランス料金の算定方法

第32回制度設計専門会合
(2018.7) 事務局資料を一部編集

- 英国においては、インバランス料金はそのコマで稼働した調整力の限界的なkWh価格に基づいて算定することとされているが、需給ひっ迫時には停電の社会的コストを反映したより高いコストを反映した価格となる。

インバランス料金の算定式 (英国)

インバランス料金 = そのコマで稼働した調整力のkWh価格の高いものから上位50MWh分の平均値



注)

- そのコマで稼働したReserve (電源 I に相当) 及び Balancing Mechanism (電源 II に相当) の全ての kWh 価格を考慮
- 同一コマにおいて上げと下げが両方あった場合には、同量を相殺してから上位 50 MWh 分を平均
- Reserve の kWh 価格については、需給ひっ迫時には停電の社会的コストを反映したより高い価格を用いる
- 50 MWh は通常稼働している調整力の数%程度であり、実質的には調整力電源の限界価格に近い価格がインバランス料金に反映される仕組みとなっている (参考: 7月6日のインバランス量最大値: 520 MWh)

(出典: Ofgem ホームページより一部改変)

(参考) 系統のインバランス状況の考慮 (ドイツの事例)

第9回基本政策小委員会
(2018.5) 事務局資料

- 需給一致のためには、①個々を深く追求せず、系統全体として需給バランスを一致させる、②個々の事業者に計画一致を促し、積み上げた合計を一致させる、の2種類のインセンティブ付けが考えられる。
- ①について、ドイツでは個社のインバランス状況によらず同一時点では単一料金となるが、系統全体の不足/余剰が過度にある場合にはインバランス料金が相乗的に変動し、総じてバランスが均衡するよう促す仕組みとなっている。

ドイツにおける系統全体のバランスを踏まえたインバランス料金制度

系統インバランス不足		系統インバランス余剰	
調整力(上げ)の使用状況		調整力(下げ)の使用状況	
80%以上	80%未満	80%未満	80%以上
<ul style="list-style-type: none"> ● 調整力市場の平均エネルギー価格の1.5倍 ● 又は調整力市場の平均エネルギー価格に100ユーロ/MWhを加算 	<ul style="list-style-type: none"> ● 調整力市場の平均エネルギー価格 (但平均当日スポット価格を下回らないこと) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 調整力市場の平均エネルギー価格 (但平均当日スポット価格を下回らないこと) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 調整力市場の平均エネルギー価格の半分 ● 又は調整力市場の平均エネルギー価格に100ユーロ/MWhを減算

※ドイツはこの制度により、過度な余剰インバランスには、系統利用者からTSOにインバランス料金を支払うことが起こり得る。

※なお、我が国では小売全面自由化以降、上記と同様の効果を志向して系統全体の需給状況に応じた調整項aが算定式に用いられている。

(参考) インバランス実態監視に関する海外の事例

第9回基本政策小委員会
(2018.5) 事務局資料を一部編集

- Statnett（ノルウェー）では、一定の基準を定めた上で、BG（BRP）のインバランス実績を月間で公表している。
- また、過度なインバランスを継続して発生させる事業者には、市場からの強制退出等を受けることとなっている。

April 2017: Norwegian BRPs' Imbalances

Statnett

事業者名	小売					発電				
Akershus Energi Vannkraft AS		NO1	NO3	NO2	NO5		NO2	NO1		
Aktieselskabet Saudefeldene	NO2								NO2	
Aurland Energiverk AS			NO5							
AVINOR AS		NO1	NO3 NO4 NO5	NO2						
AXPO Nordic AS			NO3 NO5	NO1 NO2	NO4	NO2 NO3		NO4		
Bane NOR		NO1 NO1	NO3 NO4 NO5					NO5		
BKK Produksjon AS					NO5					
Boliden Odda AS	NO2									
Dalane Kraft AS				NO2			NO2			
E-CO Energi AS		NO5	NO2	NO1	NO3					
Eidefoss AS			NO3				NO3			
Eidsdal Kraft AS			NO3				NO3			
Eidsiva Marked AS			NO2 NO3 NO4 NO5	NO1			NO1			
Eidsiva Vannkraft AS	NO1				NO3	NO1		NO3		NO5
Elendomspar Energi AS										
Elkem AS		NO3		NO4	NO2	NO5				
Elkraft AS	NO1		NO2 NO3 NO4 NO5					NO3	NO5	
Energi Danmark										
Energi Salg Norge AS		NO1 NO2	NO5	NO3 NO4						
ENI NORGE AS		NO4								
EVRY ASA		NO1 NO2								
Fjord Energi AS		NO3		NO5	NO2			NO3	NO2	
Fortum Markets AS		NO1			NO2 NO3 NO4 NO5					
Giltre Energi Produksjon AS		NO1								NO1
Giltre Energi Strøm AS - Engros	NO2	NO1	NO3 NO4 NO5							
Gudbrandsdal Energi AS (utq)	NO1		NO2 NO3		NO4 NO5		NO1			
Hafslund Hedging AS	NO1	NO4	NO3		NO2	NO5				
Haugaland Kraft Energi AS	NO2	NO1	NO3 NO4 NO5				NO1 NO2			
Helgeland Kraft AS		NO4	NO1 NO2 NO3	NO5						
Helgeland Kraft AS Vannkraft		NO4						NO4		
Hebse Ser-Øst RHF			NO3	NO5 NO1 NO2						
Hemsedal Energi (Balanseansvarlig)				NO5 NO1						
Hydro Energi AS		NO5	NO4	NO1 NO2 NO3					NO2	
Hålogaland Kraft Kunde AS					NO4					NO4
Ishavskraft AS		NO4	NO1	NO3	NO2	NO5		NO4		NO5
Istad Kraft AS		NO3			NO5 NO1 NO2	NO4			NO3	
Jotunkraft A/S			NO1 NO2 NO3		NO5					NO5
Kinect Energy Spot AS	NO1 NO2		NO3 NO4		NO5		NO2 NO3 NO4 NO5	NO1		
Konsesjonskraftfondet for Aust-Agder IKS				NO2						

【公表方法】

月間実績を元に、一定規模のBGを公表

<緑>

(小売)

- ・月間のインバランスが6%未満かつ月間のインバランスが1800MWh以下
- ・月間のインバランスが6%未満かつ月間の不足・余剰の比率が1.5倍未満

(発電)

- ・月間のインバランスが2.5%未満かつ月間のインバランスが1800MWh以下
- ・月間のインバランスが2.5%未満かつ月間の不足・余剰の比率が1.5倍未満

<灰色>

緑でも赤でもないBG

<赤>

(小売)

- ・月間のインバランスが10%以上かつ月間の不足・余剰の比率が2倍以上
- ・月間インバランスが12.5%以上
- ・月間の不足・余剰の比率が2.5倍以上

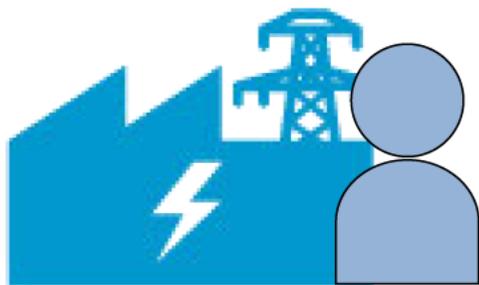
(発電)

- ・月間のインバランスが5%以上かつ月間の不足・余剰の比率が2倍以上
- ・月間インバランスが6%以上
- ・月間の不足・余剰の比率が2.5倍以上

【論点3】更なる検討課題について

(2) インバランス料金の予見性

- 系統利用者に対して適切なインセンティブを付与するためには、需給状況や価格に関する情報を適切に開示することが求められる。
- 情報の公開にあたっては、事業者の規模に関わらず公平にアクセスできることが、公平性やインセンティブの観点から必要となる。
- インバランス料金が価格シグナルとして機能し、系統利用者に対して適切なインセンティブを促す環境とするためには、
 - ①公表される情報がどのような内容を含むのか
 - ②公表されるタイミングと方法が極めて重要となる。
- インバランス料金に関するタイムリーな情報提供の在り方については、現在、電力・ガス取引監視等委員会において議論がされていることから、連携して検討を進めてはどうか。
※タイムリーな情報提供が不適切なセグメントを巻き込まないよう、適切なインバランス料金制度設計とタイムリーな情報提供は併せて実現する必要がある。



スポット市場価格：○円/kWh
時間前市場価格：△円/kWh
インバランス料金：◆円/kWh

タイムリーな情報公表の重要性

- 総合資源エネルギー調査会では、需給調整市場開設後のインバランス料金について、「インバランス料金が系統利用者に対して適切なシグナルになること」、「系統利用者は需給調整市場の価格を見ながら需給調整の円滑化に資する取組を行うこと」等があるべき姿として示されている。
- これらを実現する上で重要と考えられるタイムリーな情報公表のあり方について、その意義を含めて検討することが必要。

(インバランス料金が適切に設計されておらず、系統利用者にとって不適切なインセンティブが生じている場合には、タイムリーな情報公表が適切でない方向への動きを促進することもありうる。適切なインバランス制度の設計とタイムリーな情報公表を併せて実現する必要がある。)

【総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会制度検討作業部会 中間論点整理（第2次）（案）（抜粋）】

⑤需給調整市場開設後のインバランス料金の在り方

(基本的考え方)

(中略) また、調整力コストが徒に増大し、系統利用者の負担が増大することを防ぐため、**インバランス料金が、系統利用者に対して調整力コストの抑制（＝需給調整の円滑化）に資する適切なシグナルとなる**ことが重要である。

(系統利用者への適切なインセンティブ)

需給調整市場開設後、**系統利用者は、需給調整市場における価格を見ながら、①価格が高いとき（需給ひっ迫時）は供給を増やす、または、需要減らすことにより、②価格が低いとき（需給緩和時）は供給を減らす、または、需要を増やすことにより、需給調整の円滑化に資する取組を行うことが期待される。**

(参考) まとめ (今後の方針)

- 2021年度に予定される需給調整市場の創設及びインバランス料金制度の見直しを踏まえながら、系統利用者が需給状況や価格に関する情報をタイムリーに入手できる環境を構築することが重要と考えられる。
- 現状、我が国におけるこれらの情報の公表は、諸外国と比較して内容が少なく、タイムリーな公表は実現していない。
- 今後、資源エネルギー庁の審議会等における需給調整市場や関連制度に関する議論の進捗を踏まえつつ、海外の仕組みやその効果等も参考に、2021年度以降の関連情報の公表のあり方、ひいては需給調整市場の在り方について検討していくこととしたい。

検討項目 (案)

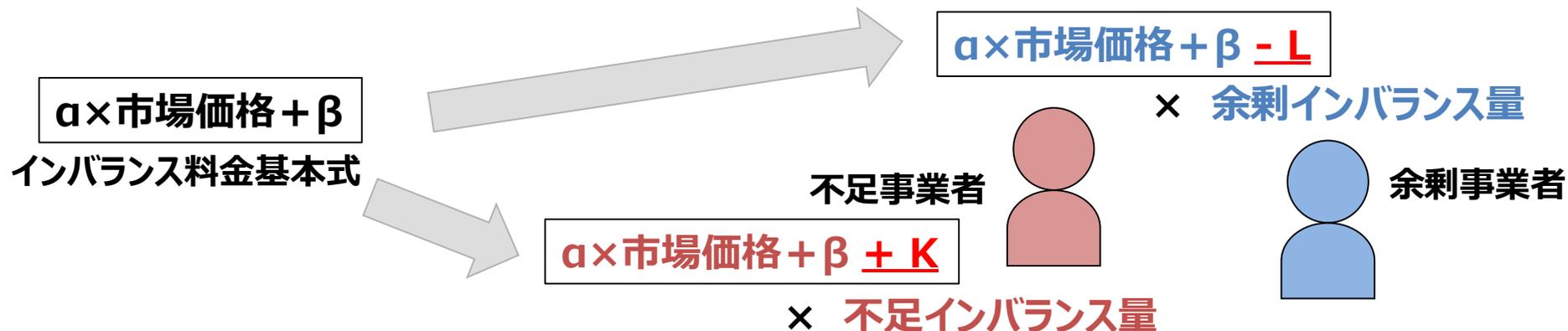
- ◆ 今後の電力市場システムにおけるタイムリーな情報公表の意義
- ◆ 情報公表の在り方
 - ・ 公表する情報 (何を)
 - ・ 公表主体 (誰が)
 - ・ 公表タイミング (いつまでに)
 - ・ 公表の方法 (どのように)

【論点3】更なる検討課題について

(3) 導入時期

- インバランス料金の誤算定が生じた場合、事業者に対して大きな影響を与える。また、抜本的なシステム改修には一定の期間を要するものとする。このため、まずは簡便な手段として、前回の基本政策小委員会においては、需給調整市場開設前の対応として、インバランス料金の見直しについて御議論いただいたところ。
- しかしながら、スポット市場価格が急騰している市場環境や、一般送配電事業者が調整力コストを適切に回収できていないこと、系統利用者に対して需給一致を促すインセンティブが十分働かないことが少なからずあることを踏まえれば、本日御議論いただいた抜本的な対応を需給調整市場開設に先立って行うことも含め、インバランス料金に関する改革を進めていくべきであると考えられる。
- これらも踏まえ、抜本的な対応に当たり、システム改修の内容や必要なスケジュールについて、詳細に課題を整理することが必要と考えられる。

【第10回基本政策小委員会において議論されたインバランス料金の見直し方法】



(参考) 今後のスケジュール

- 前述の試算値は足下の諸元を用いたものであり、導入に当たっては、なるべく直近の値を用いた計算結果を元に、K, Lの値を設定することが望ましい。
- このため、システム改修等の時間を勘案しつつ、来年度からの導入を目標に、以下のスケジュールを進めていくこととしてはどうか。

